

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設 17 (豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設) を変更する届 ・ 排水量を変更し、併せて使用原材料の量等も変更する (日平均排水量 155 m³ から 120 m³ へ変更になる変更届) ・ 汚水等は工場・事業場内で処理し、公共用水域 (河川) へ放流する 			

根拠条項	設置届				使用届	変更届	
	法第 5 条第 1 項		法第 5 条第 3 項		法第 6 条	法第 7 条	
対象施設	特定施設	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設			
	有害物質使用特定施設に該当しない特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場				
様式第 1	○	○	○	○	○	○	
別紙 1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください	変更に係る部分を添付してください	
別紙 1 の 2	—	○	—	—			
別紙 2	○	○	—	—			
別紙 3	○	○	—	—			
別紙 4	○	○	—	—			
別紙 5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—	—			
別紙 6	○	○	—	—			
別紙 12	—	—	○	○			
別紙 13	—	—	○	○			
別紙 14	—	—	○	○			
別紙 15	—	—	○	○			
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内図 (工場又は事業場の場所を示すもの、地図) ・ 工場又は事業場内の配置図 (建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの) ・ 施設 (処理施設を含む) や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど (施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの) ・ 操業系統 (施設の使用状況等) を示すもの ・ 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート (SDS) ・ 排水処理施設的设计計算書 (処理施設の能力が十分であることを示すもの) ・ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領 (法令で作成が求められているもの) 						

原則として、変更に係る別紙・添付資料のみを提出する。
(ただし変更箇所が明確となるよう記載すること。)

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用=変更) 届出書

(法人の場合) 本社所在地、社名、代表者名
(個人の場合) 個人の住所、氏名

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301
さいたま市浦和区高砂 3-15-1
○○○○株式会社
代表取締役 埼玉 太郎
(048-xxx-xxx)

届出者

特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 (第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考	
△有害物質使用特定施設の使用	別紙 1 の 2 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。		
△排水水の汚染状態及び量	別紙 4 のとおり。		
△汚染	別紙 5 のとおり。		
△非水	別紙 6 のとおり。		
第 5 条第 2 項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。	

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号と名称を記載する。

特定施設が有害物質使用特定施設に該当するかどうかチェックする。

原則として、変更に係る別紙・添付資料のみを提出する。(変更箇所を明確にすること。)

様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条 第 3 項 関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

変更前の状況を併記する等し、
変更内容が明確になるように記載する。

別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1 (変更後)		【参考】 1 (変更前)		
特定施設号番号及び名称	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		
設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり		同左 (変更なし)		
操業の系統	大豆→摩砕→煮沸→絞り→凝固→冷却→製品		同左 (変更なし)		
使用時間間隔	9:00 ~ 17:00 (連続)		同左 (変更なし)		
1日当たりの使用時間	8 時間		同左 (変更なし)		
使用の季節的変動	なし		同左 (変更なし)		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	炭酸カルシウム(凝固剤) 10 kg 塩化マグネシウム(凝固剤) 14 kg レシチン(消泡剤) 0.2 kg		炭酸カルシウム(凝固剤) 15 kg 塩化マグネシウム(凝固剤) 20 kg レシチン(消泡剤) 0.3 kg		
汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6.0	~11.0	同左 (変更なし)	同左 (変更なし)
	T-N	60	70		
T-P	7	8			
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	50	70	75	95	
その他参考となるべき事項					

消耗資材の量等の変更も記載する。

処理施設による処理前・処理後の汚水等の状況を記載する。
(pHの最大値は「最大の範囲」として記載する。)

状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項につ

変更に伴い工事等が発生する場合は、
工事着手年月日等を記載する。
工事等が発生しない場合も、
変更後の使用開始年月日を記載する。
(原則として、届が受理された日から
60日を経過した後でなければ、
設置工事に着手してはならない。)

変更前の状況を併記する等し、
変更内容が明確になるように記載する。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	処理施設 1 (変更後)				【参考】処理施設 1 (変更前)				
処理施設の設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり				同左 (変更なし)				
設置年月日	平成 12 年 4 月 1 日				平成 12 年 4 月 1 日				
工事着手予定年月日	年 月 日				年 月 日				
工事完成予定年月日	年 月 日				年 月 日				
使用開始予定年月日	令和 3 年 7 月 1 日				年 月 日				
種類及び型式	自動式 型式△△				同左 (変更なし)				
構造	鉄筋コンクリート製 全地下方式				同左 (変更なし)				
主要寸法	〇〇cm×〇〇cm×〇〇cm (別添図xのとおり)				同左 (変更なし)				
能力	150 m ³ /日				同左 (変更なし)				
処理の方式	油水分離槽 + 活性汚泥法				同左 (変更なし)				
処理の系統	排水→油水分離槽→調整槽→ばっ気槽→沈殿槽→放流槽				同左 (変更なし)				
集水及び導水の方法	別添図 1 工場内配置図のとおり				同左 (変更なし)				
使用時間間隔	連続				同左 (変更なし)				
1日当たりの使用時間	24 時間				同左 (変更なし)				
使用の季節変動	なし				同左 (変更なし)				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	次亜塩素酸カルシウム 1kg				次亜塩素酸カルシウム 0.7kg				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6.0	7.0	~6.5	~7.5	同左 (変更なし)			
	BOD	800	20	1000	25				
	SS	200	20	300	30				
	T-N	60	8	70	20				
T-P	7	0.2	8	0.5					
量(m ³ /日)	95	95	115	115	125	125	150	150	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	廃油 0.4m ³ /月、汚泥 20m ³ /月 (肥料原料として委託処理)				廃油 0.5m ³ /月、汚泥 25m ³ /月 (肥料原料として委託処理)				
排出水の排出方法	別添図 1 工場内配置図のとおり				同左 (変更なし)				
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

公共用水域への排水経路ごとに記載する。

変更前の状況を併記する等し、変更内容が明確になるように記載する。

別紙 4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口 1 (変更後)		排水口 1 (変更前)	
		通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	pH	7.0	7.0	同左 (変更なし)	
	BOD	20	25		
	SS	20	30		
	T-N	8	20		
	T-P	0.2	< 0.5		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		110	135	140	170
その他参考となるべき事項		排水口 2 は変更なし 排水先は変更なし (排水路 → ○○川 → 荒川)			

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排水水の自主測定を行うことが義務となる。

変更前の状況を併記する等し、変更内容が明確になるように記載する。

別紙 5 は指定項目「COD」「T-N」「T-P」それぞれについて作成する。(合計 3 枚作成)

別紙 5

変更後

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照し、業種区分に振り分けて、その番号を記載する。(埼玉県総量規制基準別表の号番号)

指定項目の別	COD												
	水 量 (m ³ /日)						汚濁負荷量 (kg/日)				※		
	通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大				
その他の区分													
特定排水水	37	25	30	95	115	0	0	115	2.38	3.45			
	232(1)	10	20	15	20	0	0	20	0.15	0.40			
合 計				110	135	0	0	135	2.9	4.3			
特定排水水以外の排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)							
		通常	最大	通常	最大	通常	最大						
	ボイラ冷却水	0	0	10	10								
合 計													
その他参考事項													

最大水量については、特定施設を設置した年月日 (または構造等の変更により水量が増加した年月日) に応じて、水量を振り分ける。

T-N については「c→no」「ci→ni」と読み替えて記載する (cj は空欄とする)。

T-P については「co→po」「ci→pi」と読み替えて記載する (cj は空欄とする)。

専ら冷却用、減圧用その他用途でその用途で使用しても汚濁負荷量が増加しないものを記載する。(間接冷却水等)

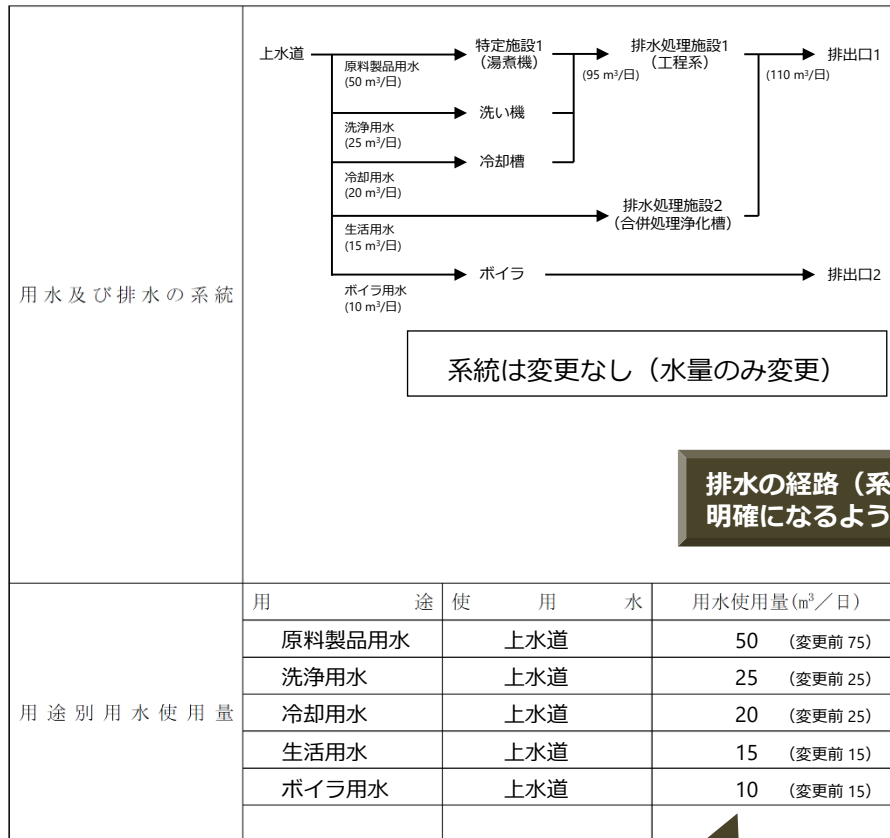
- 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5 は、指定地域内の工場・事業場に係る届の場合には排水量に関わらず、記載・提出する。また、日平均排水量が 50m³ 以上で総量規制の対象となる場合は、汚濁負荷量の測定手法を定め、別途届出を行う必要がある。

変更前の状況を併記する等し、
変更内容が明確になるように記載する。

別紙 6

用水及び排水の系統



水量は、最大時ではなく、
通常時の値を記載する。

規定様式の欄内に記載しきれない内容については、
配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。
また、規定様式以外にも参考資料 (設備の仕様書や
処理施設の設計計算書等) を添付する。